Ｋ６０９　動脈血栓内膜摘出術
　１　大動脈に及ぶもの　40,950点
　２　内頸動脈　43,880点
　３　その他のもの　25,860点
Ｋ６０９－２　経皮的頸動脈ステント留置術　38,930点
　注１　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
　　２　内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。
Ｋ６１０　動脈形成術、吻合術
　１　頭蓋内動脈　70,980点
　２　胸腔内動脈（大動脈を除く。）　47,790点
　３　腹腔内動脈（大動脈を除く。）　47,790点
　４　指（手、足）の動脈　15,340点
　５　その他の動脈　18,080点
Ｋ６１０－２　脳新生血管造成術　52,550点
Ｋ６１０－３　内シャント又は外シャント設置術　18,080点
Ｋ６１０－４　四肢の血管吻合術　18,080点
Ｋ６１０－５　血管吻合術及び神経再接合術（上腕動脈、正中神経及び尺骨神経）　18,080点
Ｋ６１１　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置
　１　開腹して設置した場合　17,940点
　２　四肢に設置した場合　16,250点
　３　頭頸部その他に設置した場合　16,640点
Ｋ６１２　末梢動静脈瘻造設術　7,760点
Ｋ６１３　腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）　31,840点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。
Ｋ６１４　血管移植術、バイパス移植術
　１　大動脈　70,700点
　２　胸腔内動脈　64,050点
　３　腹腔内動脈　56,560点
　４　頭、頸部動脈　55,050点
　５　下腿、足部動脈　62,670点
　６　その他の動脈　30,290点
Ｋ６１５　血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管）
　１　止血術　19,260点
　２　その他のもの　16,930点
Ｋ６１５－２　経皮的大動脈遮断術　1,390点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。
Ｋ６１６　四肢の血管拡張術・血栓除去術　20,540点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６－２　頸動脈球摘出術　10,800点
Ｋ６１６－３　経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）　24,550点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。
Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　18,080点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
（静脈）
Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術
　１　抜去切除術　10,200点
　２　硬化療法（一連として）　1,720点
　３　高位結紮術　3,130点
Ｋ６１７－２　大伏在静脈抜去術　11,020点
Ｋ６１７－３　静脈瘤切除術（下肢以外）　1,820点
Ｋ６１７－４　下肢静脈瘤血管内焼灼術　14,360点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１８　中心静脈栄養用植込型カテーテル設置
　１　四肢に設置した場合　10,500点
　２　頭頸部その他に設置した場合　10,800点
　注１　６歳未満の乳幼児の場合は、300点を加算する。
　　２　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に含まれるものとする。
Ｋ６１９　静脈血栓摘出術
　１　開腹を伴うもの　22,070点
　２　その他のもの（観血的なもの）　13,100点
Ｋ６１９－２　総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術　32,100点
Ｋ６２０　下大静脈フィルター留置術　10,160点
Ｋ６２０－２　下大静脈フィルター除去術　6,190点
Ｋ６２１　門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）　40,650点
Ｋ６２２　胸管内頸静脈吻合術　37,620点
Ｋ６２３　静脈形成術、吻合術
　１　胸腔内静脈　25,200点
　２　腹腔内静脈　25,200点
　３　指（手、足）の静脈　12,970点
　４　その他の静脈　16,140点
Ｋ６２３－２　脾腎静脈吻合術　21,220点
（リンパ管、リンパ節）
Ｋ６２４　削除
Ｋ６２５　リンパ管腫摘出術
　１　長径５センチメートル未満　10,910点
　２　長径５センチメートル以上　16,390点
Ｋ６２６　リンパ節摘出術
　１　長径３センチメートル未満　1,200点
　２　長径３センチメートル以上　2,880点
Ｋ６２６－２　リンパ節膿瘍切開術　910点